

白市参会議第 2 号

平成 24 年 12 月 13 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市市民参加推進会議

会 長 吉 井 信 行



平成 23 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申）

平成 24 年 4 月 26 日付け白市活第 9 号で諮問のありました平成 23 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、慎重に審議した結果を以下のとおり答申いたします。

平成 24 年度市民参加推進会議

会長 吉井信行 副会長 池川悟

委員 上坂千昭 加藤重雄 小林 茂 坂野喜隆

谷本滋宣 土山勝實 野崎恒昭 林 章

平成 24 年度市民参加推進会議答申書

本年度の市民参加推進会議は、市長から諮問された事項について調査審議するため、平成 24 年 5 月 30 日から 11 月 14 日まで 10 名の委員で 6 回の会議を開催し、①市民参加条例に基づき評価を行った平成 23 年度に市が実施した 9 事業における市民参加の実施状況に対する総合的評価、②市民参加の方法の研究及び改善策、③市民参加条例の検証・見直しについて答申書をまとめました。

平成 23 年度市民参加実施状況に対する総合的評価については、平成 23 年度中に事業が終了した 2 事業の総合的評価と平成 24 年度以降も事業継続中の 7 事業における総合的評価を実施しました。

今回、評価した 9 事業については、審議会などの市民参加を数多く実施しており、総合評価は比較的良好でした。

しかし、一部の事業では会議録や資料の公表方法などで市民が参加しやすい環境が整備されておらず、市民参加の質について課題が残る評価の事業もありました。

また、市民参加における結果の公表については、評価のコメントに記したとおり、条例で規定する事項が遵守されていない事業も見受けられたことから、早急な是正が必要です。

市民参加の方法の研究及び改善策については、市民参加推進会議では、あるテーマについて、住民基本台帳からの「無作為抽出」により選ばれる市民が「有償」で、「討議」を行い、市に提案を行う市民参加の方法である「市民討議会」に着目し、木更津市をはじめ市川市、東京都三鷹市の実施状況の視察と開催事例研究を踏まえ、白井市における新たな市民参加の方法について検討しました。

市民参加条例の検証・見直しについては、過去の答申結果を踏まえ、任期の最終年度である平成 25 年度の審議に向けて、今後の見直しの方向性について議論しました。

市民参加の方法の研究及び改善策と市民参加条例の検証・見直しについては、今回の審議では、十分な議論を尽くして、具体的な提案を答申するまでには至りませんでした。新たな市民参加の方法として住民基本台帳からの無作為抽出された市民による市民参加の研究や市民参加条例の見直しとして、審議会における公募委員の拡大など平成 25 年度の審議に向けて、継続して更に調査を行うことで一致しました。

本市民参加推進会議では、市民と市が目的を共有し、市民参加を進め、信頼関係を築きながらそれぞれの責務を担うことで、協働へと進展していくことを願っています。

市長におかれましては、この答申書を受け、市の将来像であります「市民と築く安心で健康なまち しろい」の実現に向けて、更なる市民参加の推進の取り組みについて、鋭意努力をしていただくようお願い致します。

答申1 平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

【総合的評価にあたって】

市は、白井市市民参加条例により、市の基本計画や市の基本理念を定める条例などを策定する際には、審議会、パブリックコメント、アンケート、意見交換会、ワークショップなどの市民参加を経て制定する必要があります。

平成24年度市民参加推進会議では、市政への市民参加をより良いものとするため、市が平成23年度に実施した市民参加条例第6条で規定する9事業（平成23年度中に事業が終了した2事業及び平成24年度以降も事業継続している7事業）について、実施した市民参加の総合的評価を行いました。

平成24年度の評価件数は、市民参加条例の制定に伴い、総合的評価を開始した平成17年度以降最も多く、平成25年度は更に多くの事業の評価が必要です。市民参加の取り組みは着実に増加しており、今後も引き続き市民の意見が反映される市政が展開されることを期待します。

今回評価を行った9事業では、事業は2事業しか終了しておらず、残りの7事業については、事業実施中における中間評価のため、評価は確定していません。

今回の評価は、平成23年度末時点までに実施した市民参加の実施状況の総合的評価であることから、事業継続中の7事業については、平成24年度以降に実施を予定している市民参加の評価を含んでいないため評価点数が低くなっております。

事業継続中の7事業については、事業終了時にあらためて総合的評価を行うため、今回の中間評価は、あくまで現時点での参考評価でしかありませんが、今後の事業展開にあたって、市が市民参加の幅を広げ、様々な市民が参加できるよう、また、市から積極的に市民への情報提供が行われることを期待して中間評価しているものです。

<平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧>

(1) 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業		○(83点/100点)
(2) 白井市環境基本計画策定事業		○(73点/100点)
(3) 美しい景観形成推進事業	【中間評価】	○(63点/100点)
(4) 白井市除染実施計画策定事業	【中間評価】	△(54点/100点)
(5) (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	【中間評価】	△(38点/100点)
(6) 白井市地域福祉計画策定事業	【中間評価】	△(51点/100点)
(7) 白井市産業振興条例策定事業	【中間評価】	△(49点/100点)
(8) (仮称)白井市暴力団排除条例策定事業	【中間評価】	△(36点/100点)
(9) 地域防災計画推進事業（地域防災計画修正事業）	【中間評価】	△(33点/100点)

※(3)～(9)の事業は事業継続中で、評価は平成23年度末時点までの中間時点での評価です。

平成24年度以降実施する予定の市民参加についての評価は行っていないため、事業終了時にあらためて総合的評価を行います。

※○良好 55点以上 △改善する 30点以上 ×見直す 29点以下

【総合的評価からみた課題】

平成 23 年度は、白井市第 4 次総合計画後期基本計画の計画初年度のため新たに実施する事業が多かったことが、平成 17 年度の評価開始以降、今まで最も多い評価件数であった 5 事業を大きく超えた要因であると考えられますが、今年度評価したいずれの事業においても、市は、様々な市民参加の方法を駆使し、実践しています。

これは、白井市第 4 次総合計画後期基本計画第一次実施計画における 234 事業のうち、約 44%の事業で市民参加が行われていることから明らかですが、市民参加条例が平成 16 年度に施行されたことで、市が計画策定などの事業を実施する際には、審議会の開催などの市民参加の方法を用いる必要があるという意識が、職員に根付きつつあることの結果であると考えられます。今後もその傾向は変わらないことを期待しています。

しかし、その一方で、それぞれの評価におけるコメントに記したとおり、今回評価を行った一部の事業では、総合的評価における評価点こそ良好でしたが、それぞれの市民参加の実施状況については、審議会等開催の事前周知、結果の公表、アンケートの公表など条例が規定する結果の公表事項が遵守されていない事業がありました。

早急に是正され、条例に基づく適切な市民参加が行われることを強く求めます。

【答申 市民参加の方法の多様化と市民参加の質の向上のために】

今後の白井市における市民参加を推進するためには、引き続き様々な方法で市民参加を実施するとともに、市民参加の質の向上が必要と考えます。

市民参加の質の向上の一例として、審議会などの会議録情報の公表にあたっては、公表方法を窓口のみにした場合と、窓口に加えて情報公開コーナーや市ホームページなどでも公表する場合は、情報の受け手である市民がより情報を入力しやすくするための工夫がなされている後者の事例の方が、より質の高い市民参加が実施されていると考えます。

また、多くの市民になじみの薄い難解な用語や「ワークショップ」などのそのまま日本語に置き換えが難しい用語の使用については、そのまま用語を用いるよりも、簡単な言葉に置き換えることを検討したうえで、置き換えが難しい場合は、市民の誤解が生じないよう文頭などに簡易な説明を加えるなど工夫がなされている方が、より質の高い市民参加が実施されていると考えます。

市民参加については、評価を通じて、市民参加が根付き向上しています。質の高い市民参加を市が更に実施するためには、評価を行うことは重要と考えますが、現在の評価方法では、この質の違いを明確に評価することができません。

今後は、市が実施した市民参加の評価については、従来の「良好」「改善」「見直し」の 3 区分での評価における評価を見直し、質の評価を行うことができるようにすることが必要と考えます。

この新たな評価方法によって評価された市民参加の実施方法が、市職員に浸透することで、結果として、市民が市政に関心を持ち、更なる市民参加が実践されることが考えます。

【事業終了】

1. 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業(平成22～23年度)

総合評価： ○ 83 点

コ メ ン ト
<p>○ バランスよく目配りされており、市民参加が適切に行われている。</p> <p>○ 審議会については、適切に行われていたが、第5回以降の公募委員の参加率が低いのが気になる。また、結果の公表についても、担当課窓口や情報公開コーナーだけの公表では多くの市民に公表することができないので、広報しろいや市ホームページなどで公表が行われれば、なお良かった。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 H21.12～H24.12 介護保険運営協議会(審議会等)設置 H23.1～H23.2 アンケート調査実施 H23.1～H23.2 市内18事業者等へのヒアリング H24.2 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	○	【実施状況】 H21.10.1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員15名のうち5名市民公募委員 (市民5名、学識5名、事業者等5名) ・応募者6名のうち、選考基準に従い5名選定 ・会議は3回全て公開で開催(平日昼開催) ・会議録すべて公表済 【コメント】 ○概ね適切であるが、公募委員の欠席が多い。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	14	○	<p>【実施状況】 H24. 2 パブリックコメント実施 広報しろい、市 HP で周知及び募集 15 日間募集、意見 3 件 H24. 4 市 HP、情報公開コーナーで公表</p> <p>【コメント】 ○概ね適切である。意見が 3 件と少なかったのが残念である。募集について工夫があればなお良い。</p>
アンケート調査実施 (10)	10	○	<p>【実施状況】 H23. 1. 31~2. 18 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査を 3 区分の対象に対して実施 対象① 要支援(1~2)/要介護(1~2)の 65 歳以上 男女 2,000 人 計 2,809 人 回収率 77.0% 対象② 要介護(3~5)の在宅者 371 人 回収率 68.2% 対象③ 市内在住 40 歳以上 64 歳 男女 1,985 人 回収率 61.7% H23. 11 調査結果の概要を広報しろいに掲載</p> <p>【コメント】 ○アンケートの回収率が非常に高く、公表も適切にされている。</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
その他の方法 (10)	10	○	<p>【実施状況】 H23. 1. 19~2. 9 事業者等団体ヒアリング 目的 アンケートや給付データだけではつかめない 実態を把握するため直接ヒアリングを行い、 実態に即した計画を策定するため 対象 事業者等 18 団体 ・介護事業者関係 12 団体 (施設 8、居宅 4) ・在宅介護支援センター 4 団体 社会福祉協議会 ・ボランティアセンター</p> <p>公表 H23. 9 調査結果を担当課窓口、情報公開コーナーで 公表</p> <p>【コメント】 ○計画策定にあたり、意欲的な取り組みである。 ○ヒアリング調査の結果公表を広報しろいや市 HP で実施すればなお良かった。</p>
市民への情報提供 (15)	14	○	<p>【コメント】 ○パンフレットの作成など、もっと積極的な情報提供や市ホームページを活用した情報公開などがあれば、なお良かった。</p>

【事業終了】

2. 白井市環境基本計画策定事業(平成 22～23 年度)

総合評価： ○ 73 点

コ メ ン ト
<p>○ 環境の範囲が広いことから、様々な市民参加の手法を駆使し、市民参加を実践したため、総合評価点こそ結果的に良好となっはいる。</p> <p>○ しかし、個別の市民参加の内容を精査すると、審議会開催の周知が実施されておらず、会議録も公表されてない。また、アンケートの結果が非公表であること、意見交換会の結果が公表されてないことなど、市民への情報提供の取り組みが極めて弱く、条例第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 20 条が遵守されていない。市民参加への取り組みという観点からは極めて不十分である。</p> <p>○ 事業の実施にあたっては、市民参加条例に基づきしっかりと取り組む姿勢が必要である。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 H22. 11～H23. 12 白井市環境基本計画策定委員会 (審議会等) の設置 H22. 12～H22. 12 アンケート調査実施 H23. 10～H23. 11 意見交換会の実施 H24. 2～ パブリックコメント実施予定
審議会等の設置 (15) ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開	10	○	【実施状況】 H22. 7. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 30 名のうち 9 名市民公募委員 (市民 9 名、市内事業者 3 名、市内環境団体 3 名、 市職員 15 名) ・ 応募者 10 名のうち、選考基準に従い 9 名選定 ・ 会議は 10 回平日昼開催、非公開 ・ 会議録は未公表 【コメント】 ○ 会議を事前周知(第 12 条)せず、また会議録を公表していない(第 13 条)ことは、条例の趣旨に鑑みて不適切である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	15	○	<p>【実施状況】</p> <p>H24. 2 パブリックコメント実施 広報しろい、市 HP で周知及び募集 15 日間募集、意見 8 件</p> <p>H24. 3 市 HP、情報公開コーナー、図書館、 各センターで公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○概ね適切で、公表時期も良い。公表は市 HP で十分であるが、環境問題は多くの市民の関心が高いため、広報しろいでも公表があればなお良かった。</p>
アンケート調査実施 (10)	8	○	<p>【実施状況】</p> <p>H22. 12. 1 アンケート調査事前周知掲載（広報しろい）</p> <p>H22. 12. 1～12. 13 白井市環境基本計画の策定に伴うアンケート 調査</p> <p>①対象 市内在住男女 2,000 人 回収率：51.2%</p> <p>②対象 事業者・社 300 件 回収率：56.7%</p> <p>③対象 小中学生（小6、中3）655 人 回収率：79.2%</p> <p>【コメント】</p> <p>○小中学生から一般市民までアンケートを実施した発想は新鮮であるが、アンケート結果が公表されていないため、条例（第 17 条）の趣旨に鑑みて不適切である。</p>
意見交換会開催 (15)	11	○	<p>【実施状況】</p> <p>H23. 10～H23. 11 意見交換会の実施</p> <p>H23. 11 広報しろい・市 HP・市窓口で周知及び募集 目的 環境基本計画素案について、環境団体及び 市民から意見を募集、交換するため。</p> <p>対象 環境団体/ 市民（広報しろいで募集） ・開催記録は未公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○開催までの手続きは公表が適切にされているが、開催記録が公表されていないため、条例（第 20 条）の規定から不適切である。</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】</p> <p>実施なし</p>
市民への情報提供 (15)	9	△	<p>【実施状況】</p> <p>・広報しろい、市ホームページ、各センター窓口、 図書館等に各種情報を設置して市民へ情報を提供 ・環境基本計画、環境白書等の冊子を作り情報提供</p> <p>【コメント】</p> <p>○会議開催の事前周知や会議録の公表、アンケートの結果公表、意見交換会の会議録公表がなされておらず、条例第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 20 条が遵守されていない。極めて不適切である。</p> <p>○アンケートを保護者にも実施すれば親子での会話が弾むなどもう少し工夫があれば良かった。</p>

【事業継続中（中間評価）】

3. 美しい景観形成推進事業(平成 22 年度～)

総合評価： ○ 63 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト	
○ 「美しい景観」は主観的な表現であり、非常に曖昧であることから、市民がわかりやすく、共通理解を持つためには、もっと積極的な市からの情報公開が必要であり、また、市民への意見の問い方に工夫が求められている。	
○ 更にいろいろな人々、中高生などの若い世代などの各世代からの市民参加を広く取り入れる取り組みが更に必要である。	
○ なお、アンケートの結果の公表がされておらず、条例第 17 条が遵守されていない。速やかな公表を望む。	

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 H22. 10～H24. 3 審議会等(白井市景観基本計画等策定検討委員会)の設置 H22. 6～H22. 7 アンケート調査実施 H24. 2 景観に関する意識醸成のための写真展開催
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	○	【実施状況】 H22. 8. 1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 8 名のうち 3 名市民公募委員 応募者 7 名のうち、選考基準に従い 3 名選定 ・会議は 9 回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 ○適切である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	8	○	【実施状況】 H22. 6. 10～6. 30 景観基本計画等を検討するための基礎調査 目的 計画の基礎資料とするため 対象 市内小学生（4年生以上）中学生 及び保護者 6,846件 回収率 回収率 51% 周知 学校を通じて周知 ・基礎資料のため結果公表せず。 【コメント】 ○学校を通じて実施したのにも関わらず回収率が低い。依頼の仕方に工夫が必要なのではないか。 ○結果の非公表は条例第17条の規定に反し、不適切である。
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
その他の方法 (10)	9	○	【実施状況】 H23. 9. 15 写真展の開催 対象 市民一般 目的 市民が所有する景観の写真を利用し、市民に景観の意識を醸成させるとともに、景観に関する意見を聴取する。 対象 市民一般 内容 平成21年度から市役所、保健福祉センター・白井駅・西白井駅で実施。H21は見学者から意見の聴取を目的としたアンケートを実施 【コメント】 ○駅の構内を利用する手法は、多数の市民の目につくので良い手法であり、写真展自体も非常に良い取り組みであった。 ○中高生などの多様な世代による写真展を企画するなどの工夫があればなお良かった。
市民への情報提供 (15)	11	○	【コメント】 ○アンケートの結果が公表されていないことは、条例第17条に反し不適切である。

【事業継続中（中間評価）】

4. 白井市除染実施計画策定事業(平成 23 年度～)

総合評価： △ 54 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト	
<p>○ 積極的な市民への情報提供に問題がある。市民が非常に関心を持っている事業であるので、会議録の公表を行うとともに、迅速に積極的な情報提供をお願いしたい。</p> <p>○ 審議会については、会議を公開しているにも関わらず、会議録は非公表であり、条例の規定に反している。早急に会議録を公表するとともに、広く市民が参加できるように審議会の内容に応じて公募の選考基準を変更するなどの工夫が必要である。</p> <p>○ また、実施した市民参加の方法についても、既に実施したものに加えて、意見交換会など、もっと市民が意見を言いやすい市民参加の方法の実施を検討する必要があるのではないか。</p>	

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	○	【実施状況】 H23. 12～H24. 3 白井市放射線対策協議会 H24. 3 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開	12	○	【実施状況】 H23. 11. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 11 名のうち 4 名市民公募委員 当初 2 名であったところを 4 名に増員 ・ 応募者 14 名のうち、選考基準に従い 4 名選定 ・ 会議は 5 回開催（平日昼）全て公開 ・ 会議録は全て非公表 【コメント】 ○ 会議を公開しているにも関わらず、会議録を公表していないことは、納得がいかない。また、条例の趣旨に鑑みて不適切である。 ○ 公募の委員を全てニュータウン地区から選出している。審議会の内容に応じて選考基準を変更するなどの工夫が必要である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	15	○	<p>【実施状況】 H24.3 広報しろい・市HP、情報公開コーナー各センター、図書館等で周知及び募集 14日間募集 意見60件 H24.3 市HP・情報公開コーナー・各センター 図書館等で公表</p> <p>【コメント】 ○他の事業のパブリックコメントと比較して市民の意見が60件と多いのは、それだけ関心が高いことであると想定される。 ○しかし、41件もの意見が素案に反映できない意見であることは、関心はあるが、資料を読み込んでいない意見が多かったということではなかったのではないか。市民参加の方法として、パブリックコメント以外のもっと市民が意見を言いやすい意見交換会などを開催する必要があったのではないか。</p>
アンケート調査実施 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
市民への情報提供 (15)	12	○	<p>【コメント】 ○会議録の非公表など積極的な市民への情報提供に問題がある。本事業は、市民が非常に興味を持っている事業であるので、迅速に積極的な情報提供をお願いしたい。 ○情報提供においてもより多くの市民に情報を提供するために回覧板の利用や公園等に設置している除染状況の継続的な更新などの一層の工夫を求めたい。</p>

【事業継続中（中間評価）】

5.（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業（平成 23 年度～）

総合評価： △ 38 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト	
<p>○ 事業が開始されたばかりであることから、23 年度末時点では適正である。</p> <p>○ 市民参加を推進するプランの策定について、様々な市民参加の手法を用いた市民参加を実施することで、市民の意見が反映した計画となることを期待している。</p>	

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	10	△	【実施状況】 H23. 7～ (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議
審議会等の設置 (15) ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開	15	○	【実施状況】 H23. 5. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 12 名のうち 7 名市民公募委員 当初 4 名であったところを 7 名に増員 ・ 応募者 7 名のうち、選考基準に従い 7 名選定 ・ 会議は 7 回開催（平日昼）全て公開 ・ 会議録は全て公表 【コメント】 ○ 応募方法に FAX・メールがあることは評価できる。参加率も良い。 ○ 公募委員を 7 名に増加したことは良い試みである。 ○ 市民との協働を掲げながら、平日の昼に会議を開催していることは疑問がある。 ○ 自治会長の参加があればなお良かった。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
ワークショップの開催 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	13	○	【コメント】 ○プラン策定が緒についたところである。 情報提供については、ホームページ、情報公開コーナーを利用して公表しており妥当である。

【事業継続中（中間評価）】

6. 白井市地域福祉計画策定事業(平成 23 年度～)

総合評価： △ 51 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト
<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的に様々な市民参加の方法を採用しており、評価できる。 ○ しかし、公募委員の数が少なく、また審議会に占める割合が少ないこと、市民参加の情報提供の質が低く、また足りない。 ○ 今後の事業の実施にあたっては、工夫を凝らしたうえで、更に市民参加を推進していく必要がある。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	○	【実施状況】 H23. 7～ 白井市地域福祉計画策定委員会 H23. 7～ 白井市地域福祉計画作業部会 H23. 9 市民の学習会及び住民座談会
審議会等の設置 (15) ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開	14	○	【実施状況】 審議会① 白井市地域福祉計画策定委員会 H23. 5. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 15 名のうち 2 名市民公募委員 ・ 応募者 7 名のうち、選考基準に従い 2 名選定 ・ 会議は 2 回開催（平日昼）全て公開 ・ 会議録は全て公表 審議会② 白井市地域福祉計画策定作業部会 H23. 5. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 25 名のうち 3 名市民公募委員 ・ 応募者 3 名のうち、選考基準に従い 3 名選定 ・ 会議は 4 回開催（平日昼）全て非公開 ・ 会議録は全て公表 【コメント】 ○いずれの審議会においても、市民公募委員の比率が低い。 ○公募委員は、全て NT から選出しており、地域のバランスが悪い。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
その他の方法 (10)	10	○	<p>【実施状況】</p> <p>事前学習会 対象 市民 (のべ 113 名参加) 目的 白井市の福祉の現状と地域福祉について共通理解を図るため 内容 市民を対象とした事前学習会を 2 回開催</p> <p>地域座談会 対象 市民 (のべ 161 名参加) 目的 地域の困りごとの解決策について、地域で何ができるかを考える。 内容 7 小中学校区で各地域 1 回ずつ座談会を開催</p> <p>【コメント】</p> <p>○事前学習会、地域座談会ともに参加者が多く、効果があると考ええる。 ○手法として、学校区を利用した方法は良い。</p>
市民への情報提供 (15)	12	○	<p>【コメント】</p> <p>○市民参加の手続きとしては、妥当であるが、審議会である白井市地域福祉計画策定作業部会については、グループ討議のため公開が馴染まないとして非公開とするなど、積極的な情報提供に欠ける。 ○会議録についても公表を行っているが、提供方法が担当課窓口だけという状況は、情報提供の質からすればかなり低い。</p>

【事業継続中（中間評価）】

7. 白井市産業振興条例策定事業(平成 23 年度～)

総合評価： △ 49 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト
<ul style="list-style-type: none"> ○ 23 年度末時点では概ね適正である。 ○ 審議会における公募委員の比率が低いと、市民の意見が反映されにくくなってしまう可能性があるため、産業振興という観点から、様々な世代の市民から幅広く市民が参加され、意見が反映されるよう公募委員を増やすなどの更なる工夫を望む。 ○ 産業振興条例が、どのような過程で策定されるかは、市民の関心が高いことが予想されることから、更に透明性を高めるため、市民参加条例の趣旨に基づき市民の意見の反映と情報提供を積極的に行い、条例の策定が行われることを期待している。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	○	【実施状況】 H23. 7～ (仮称)白井市産業振興条例策定検討委員会 H23. 8～H23. 9 市内産業の振興に関するアンケート
審議会等の設置 (15) ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開	14	○	【実施状況】 H23. 5. 1 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 10 名のうち 2 名市民公募委員 ・ 応募者 8 名のうち、選考基準に従い 2 名選定 ・ 会議は 5 回開催（平日昼）全て公開 ・ 会議録は全て公表 【コメント】 ○ 会議の開催、会議録の公表は適切に行われている。 ○ 公募委員が 2 名のため、市民の視点にたった意見が反映されにくくなってしまうので、委員の公募枠の拡大を望む。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	9	○	<p>【実施状況】 H23. 8. 25～9. 15 市内産業の振興に関するアンケート調査 目 的 市内産業の現状課題、今後の施策展開への 市民ニーズを把握し、基礎資料とするため 対 象 市内在住 20 才以上の男女 1, 500 人 回 収 率 44% 周知方法 広報しろい ※アンケート結果は、平成 24 年 7 月公表</p> <p>【コメント】 ○アンケートの回収率が高い。 ○結果の概要は会議資料として利用されているが、 結果は平成 24 年 3 月時点で公表されていない。 アンケート結果の適切な公表を期待する。</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
ワークショップの開催 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	11	○	<p>【コメント】 ○審議会については、会議は公開され、傍聴者もあり、結果も公表されており妥当であるが、アンケートについては、公表の時期や結果の公表についての考え方に課題が残る。適切な公表を望む。 ○産業振興は、市内において利害関係者が多いことから、どのような条例になるか関心が高いことが予測される。その意味からも更なる情報提供が求められる。</p>

【事業継続中（中間評価）】

8.（仮称）白井市暴力団排除条例制定事業（平成 23 年度～）

総合評価： △ 36 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト	
<p>○ 審議会が設置されておらず、また積極的な市民参加は行われていない。市民の安全の防波堤となることを期待されている条例であることから、市は、積極的な市民参加と情報提供により、白井市が安全に取り組んでいることを市内外に示すことが求められている。</p> <p>○ また、暴力団排除条例は、全国的に交付施行されており、白井市で施行されることは望ましいことだが、なぜ、市として条例を制定するのかという意義を市民にわかりやすく説明する必要がある。その意味でも市民への情報提供が不足している。</p>	

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	10	△	【実施状況】 H24.2 意見交換会の開催
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	-	-	【実施状況】 実施なし

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	13	○	<p>【実施状況】</p> <p>H24. 2. 18 条例骨子案について市民との意見交換会 目 的 条例制定にあたり、骨子案を提示し広く市 民等の意見を聞き、骨子に反映させてい 対 象 市民 (27 人参加) 周知方法 広報しろい、市 HP、市メールサービス ※開催記録は公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○1 回限りの開催であったのが残念である。 ○周知方法、記録の公表は良い。</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	13	○	【コメント】 ○市民にほとんど情報を提供しておらず、全体的に 不足している。

【事業継続中（中間評価）】

9. 地域防災計画推進事業(地域防災計画修正業務)(平成23年度～)

総合評価： △ 33 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コメ ン ト	
<p>○ 東日本大震災以降、市民が強い関心を寄せる事業である。市の計画の見直しと併せて市民レベルでの防災意識の向上のためにも市民、市全体の巻き込みが必要である。</p> <p>○ その意味では、市民による防災マップの作成は、市民参加の一つの形であり、今後より一層の市民参加の取り組みが必要である。</p> <p>○ 地域防災計画の推進は、日頃の地域の防災体制の見直しのきっかけにもなるので、今後の市民の意見は、地域でも非常に重要な意見となる。事業の実施にあたっては、市民参加の観点から、市民との交流を意識し、充実した市民参加の実現とともにきめ細やかな市民への適切な情報提供を望む。</p>	

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	10	△	【実施状況】 H23.9～H24.3 自治会等との防災マップづくり
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	-	-	【実施状況】 実施なし

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
その他の方法 (10)	10	○	<p>【実施状況】</p> <p>H23.9～H24.3 自治会等との防災マップづくり</p> <p>目 的 市が作成する地区別防災カルテ及び総合 ハザードマップの基礎資料とするため</p> <p>内 容 市民による防災マップの作成</p> <p>対 象 市民（自治会長、地区社協） 土日、平日 夜間 16回開催（のべ247人参加）</p> <p>周知方法 自治会長、地区社協へ郵送</p> <p>※開催記録は公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○適切である。</p> <p>○小中学校区ごとに開催したこと、自治会長を対象 としたことは非常に良い方法である。</p>
市民への情報提供 (15)	13	○	<p>【コメント】</p> <p>○市民参加の事業が少ないため、現段階では適切な 対応である。</p> <p>○アセスメントやハザードマップなどの言葉が多用 されている。市民への情報提供に際しては、高齢 者や子どもを意識したわかりやすい日本語の付記 が必要である。</p>

答申 2 市民参加の方法の研究及び改善について

【現状と課題】

平成 16 年 6 月 29 日の市民参加条例の施行以降、市民参加が市民や行政に浸透し、市民参加条例に規定する審議会等の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催などの市民参加の方法が、市民参加条例の該当事業だけでなく、多くの事業で市民参加による事業が実施されていることは、とても評価できます。

しかし、市民参加に際しては、女性の参加が少なく、また参加する市民の世代や地域に偏りがあり、参加する市民の顔ぶれが同じであるなどの課題が指摘されています。

市民参加を更に広げるため、女性、若年層、働き盛り世代などの今まであまり市政への参加が活発でなかった世代の意見を市政に反映させることを目的とした新たな市民参加の方法が市に求められています。

【市民討議会と無作為抽出された市民による市民参加】

そのため、市民参加推進会議では、公益社団法人東京青年会議所が中心となって日本全国の青年会議所が各地で実施している「市民討議会」（住民基本台帳から無作為抽出されて選ばれた市民が、有償で、あるテーマについて討議し、市に提案を行う制度）に着目し、市民討議会を今後の白井市における新しい市民参加の方法の一つとして実施することが可能かどうかについて検討しました。

検討にあたっては、市民討議会の制度の検証とともに、平成 24 年 6 月に木更津市で（財）かずさ青年会議所と木更津市が共催で開催した「かずさまちづくりディスカッション 2012 in 木更津」の視察や、市川市、東京都三鷹市で開催された市民討議会を調査し、市民討議会を類型化したうえで、比較しました。

検討の結果、市民討議会は、青年会議所のような市以外の団体が積極的にまちづくりに関与する場合で、討議するテーマが市民生活に密着した題材のときは、市民参加が非常に有効な方法であることが明らかとなりましたが、青年会議所のような団体がない白井市では、誰がどのように実施したら効果的かという課題もあり、白井市において、市民参加の新たな方法とすべきかどうかについての結論には至りませんでした。

そこで、市民参加推進会議は、新たな市民参加の方法の研究として、今後も引き続き市民討議会を行うとともに、市民討議会以外でも、今まで市政への参加が活発でなかった女性や世代、地域などからの市民の意見を市政に取り入れるため、住民基本台帳からの無作為抽出された地域性、性別、年代に偏りのない市民が、市の様々な事業に参加し、市がその意見を聴くことができる白井市独自の市民参加のしくみについても検討していきます。

市民討議会とは

- ドイツで市民参加・市民自治の方法として行われているプラーヌクスツェレ（計画細胞：Planungszelle）を日本風に組み替えて取り入れたもので 2005 年に初めて東京都千代田区で公益社団法人東京青年会議所によって試行実施され、その後、全国の青年会議所が取り組んだことから、各地に広まりました。
- 市民討議会の開催形式は大きく分けて 3 つに分類されます。
 1. 行政（国・自治体）と NPO など公益団体が共催する形式。 【木更津市・三鷹市】
 2. NPO など公益団体が実施する形式。 【市川市】
 3. 行政（国・自治体）が実施する形式。

市民討議会の特徴（坂野委員<流通経済大学准教授>の分類による）と実施実績

- (1) 住民基本台帳からの「無作為抽出」 【木更津市・三鷹市】
一般的に市民参加における事業では、興味や関心が強い人やリピーターの市民参加が多いが、住民基本台帳からの無作為に選び依頼をするので、いろいろな市民の参加と意見が聞ける。
- (2) 有償 【木更津市・市川市】
参加者が有償で参加するため積極的な参加が望め、責任が生じる。
- (3) 討議 【木更津市・市川市・三鷹市】
専門家は、情報提供を参加者に行うが、議論には参加しない。議論は、市民だけで討議を行い、その結果について投票を行い、最終的に参加者で合意を得る。

市民討議会のメリット・デメリット ～木更津市の視察から～

メリット	デメリット
①若い人や女性が参加しており、バランスよく市民の意見を聴くことができる。 ②報酬があるので、参加者の出席率が良い ③若い人が中心の青年会議所が実施することで、第三者性が保て、雰囲気が良い。 ④市の財政的負担が少ない。	①テーマによっては、なじまない、誘導されるものもある。

白井市における住民基本台帳から無作為抽出された市民による市民参加の事例

※白井市事業仕分けによる市民判定人方式の採用

- 市民判定人方式とは、事業仕分けの判定方法の一つで、住民基本台帳から無作為に選ばれた市民が、市と評価者（仕分け人）の議論を聞き、判定（仕分け）する方法で、市民判定人の多数決による結果が、そのまま仕分けの判定結果になります。
- 市民が事業仕分けに直接参加できる手法として採用する自治体も増えています。市でも、市民が積極的な参加することで、事業仕分けに市民感覚が採り入れられることを期待して採用しています。
- 事業仕分けの実施にあたり、平成 22 年度に市民判定人方式で実施した全国の 17 自治体において、住民基本台帳から無作為抽出された市民の事業仕分けへの参加希望率の平均は、約 6.9%（構想日本調べ）であり、白井市の参加希望率は他の自治体の平均と比べてかなり高い状態であり、白井市の市民の行政への参加意識が非常に高いことがわかります。

年度	無作為抽出者	参加希望者	参加希望率
平成 23 年度	500 人	65 人	13.0%
平成 24 年度	800 人	102 人	12.8%

※事業仕分けは、民間非営利シンクタンクの「構想日本」が、行政の事業を「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくことを目的として、2002 年から実施している取り組みです。

答申 3 市民参加条例の検証・見直しについて

【市民参加条例の見直しにあたって】

白井市は、千葉県内で最も早く市民参加条例を施行しましたが、平成 23 年度に答申したとおり、運用実態やその後に制定された他市町村の条例との比較検証からいくつかの課題が明らかとなっています。

市民参加条例の検証・見直しについては、今回の審議においては、十分な議論を尽くして、具体的な答申を導くまでには至りませんでした。平成 24 年度については、過去に答申された課題のうち、審議会における公募委員の拡大、用語の見直しなど、条例の改正によらず、運用や解釈により、見直しが可能と思われる課題の解決のための見直しの方向性について答申します。

なお、市民参加条例の実施機関や実施対象事業の拡大といった市民参加条例そのものの課題で、条例を改正することで解決すべき事項については、平成 25 年度に一括して答申します。

【市民参加条例運用上の課題】

- ①審議会の設置に際して、審議会委員に占める公募委員、女性委員、在来地区の割合が低い状態のまま横ばいに推移しています。特に女性の参加のほか、様々な職業、世代、地域の市民参加が少なく、また、市民参加している市民の実数自体も少ない状態です。
- ②市民参加条例において、市民参加の手法として住民投票が規定されていますが、現在、市に住民投票を実施するための条例が存在しないため、住民投票を行うことができません。
- ③「ワークショップ」など多くの市民になじみの薄い難解な用語が使用されることがあります。

【答申 平成 25 年度の審議に向けて】

- ①公募委員の拡大について検討するために、現在市が条例で設置する全ての審議会の委員定数と職務を調査したうえで、目的や委員の構成を基に個別に検証し、公募委員を増員できるかどうか調査してください。
- ②常設型の住民投票制度を検討するために、条例を設置している市町村の調査を行い、条例について十分な資料研究や調査をしてください。

平成 23 年度答申における白井市市民参加条例の課題

1. 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない
2. 大規模施設の整備計画については、対象とする事業費を明確にする必要がある。
3. 審議会等における公募委員の数、割合が低い状態で、横ばいに推移している。応募者にも偏りがみられ、特に女性の参加のほか、様々な職業、世代の市民が参加する機会が少ない。

【市民参加条例の改正により見直しすべき課題】

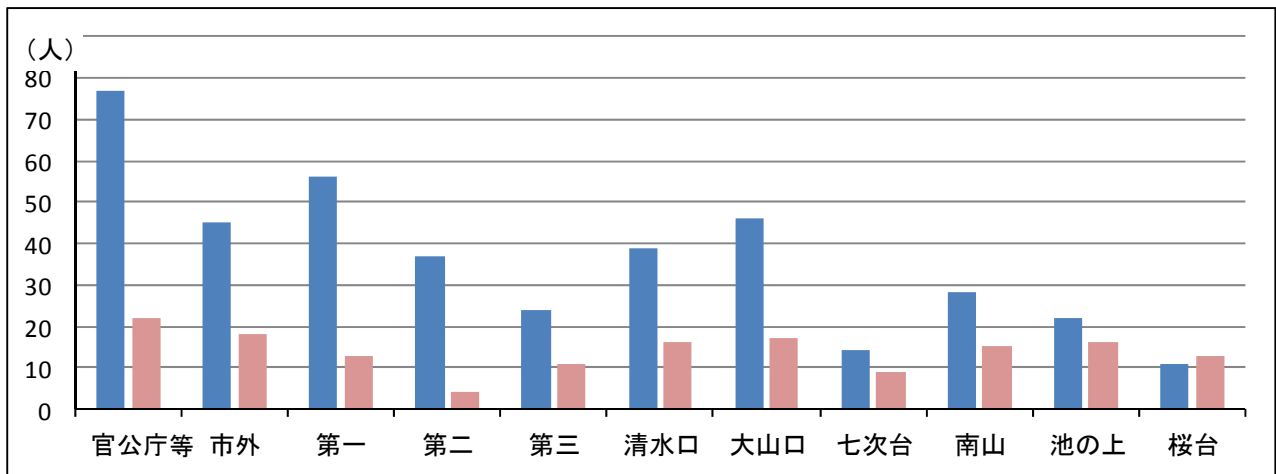
他市町村との条例からみた課題	見直しすべき事項及び解決策
● 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない。	● 市民参加の更なる推進を図るため、条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象事業として「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設」などの事業を追加して実施事業も拡大する。
● 大規模施設の整備計画については、対象とする事業費を明確にする必要がある。	● 条例に「大規模施設」「市民生活に何らかの影響を与える施設」の定義がないことから、条例により定義する。

■審議会等の委員に占める公募委員・女性委員の割合

年 度	審議会等数	委 員 数		公 募 委 員 数	
		委 員 数	うち女性委員数 (委員に占める割合)	公募委員数 (委員に占める割合)	うち女性公募委員 (公募に占める割合)
平成 24 年度	53 機関	553 人	154 人 (27.9%)	103 人 (18.6%)	31 人 (30.1%)
平成 23 年度	54 機関	563 人	155 人 (27.5%)	106 人 (18.8%)	30 人 (28.3%)
平成 22 年度	51 機関	636 人	160 人 (25.1%)	92 人 (14.5%)	32 人 (34.8%)
平成 21 年度	52 機関	589 人	152 人 (25.8%)	80 人 (13.6%)	27 人 (33.8%)
平成 20 年度	52 機関	558 人	146 人 (26.2%)	88 人 (15.8%)	17 人 (19.3%)
平成 19 年度	55 機関	624 人	155 人 (24.8%)	92 人 (14.7%)	24 人 (26.1%)
平成 18 年度	55 機関	602 人	145 人 (24.0%)	102 人 (16.9%)	26 人 (25.5%)

※平成 18 年度から 23 年度は毎年 2 月 1 日現在 平成 24 年度は 4 月 1 日現在の数字です。

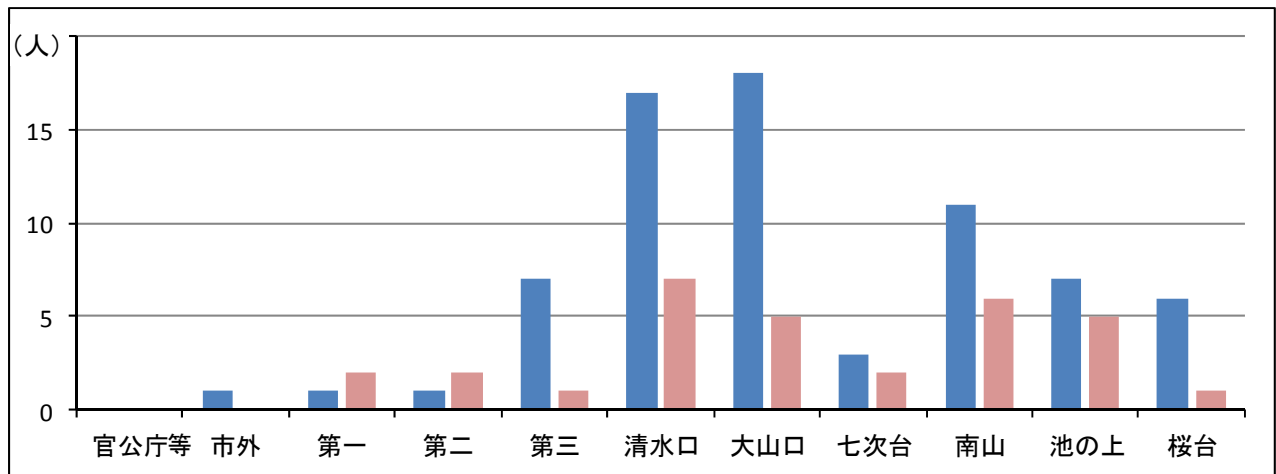
■平成 24 年度審議会等委員の小学校区別一覧



	官公庁等	市外	第一	第二	第三	清水口	大山口	七次台	南山	池の上	桜台	計
男	77人	45人	56人	37人	24人	39人	46人	14人	28人	22人	11人	399人
女	22人	18人	13人	4人	11人	16人	17人	9人	15人	16人	13人	154人
総数	99人	63人	69人	41人	35人	55人	63人	23人	43人	38人	24人	553人

※官公庁とは、市・県・国・市社会福祉協議会の職員を言う。

■平成 24 年度審議会等公募委員の小学校区別一覧



	官公庁等	市外	第一	第二	第三	清水口	大山口	七次台	南山	池の上	桜台	計
男	0人	1人	1人	1人	7人	17人	18人	3人	11人	7人	6人	72人
女	0人	0人	2人	2人	1人	7人	5人	2人	6人	5人	1人	31人
総数	0人	1人	3人	3人	8人	24人	23人	5人	17人	12人	7人	103人

※官公庁とは、市・県・国・市社会福祉協議会の職員を言う。

